

令和2年 議案第15号

みよし市スポーツ推進計画の見直しに係る諮問について

上記の議案を提出する。

令和2年5月15日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、みよし市スポーツ推進計画の見直しにあたり、みよし市スポーツ推進審議会から意見を聴収する必要があるため。

2 み 教 ス 第 4 5 号
令和 2 年 5 月 1 5 日

みよし市スポーツ推進審議会 様

みよし市教育委員会

みよし市スポーツ推進計画の見直しについて（諮問）
みよし市スポーツ推進審議会条例第3条の規定に基づき、下記のとおり、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

みよし市スポーツ推進計画の見直しに関すること

様式第4号(第11条関係)

附属機関等の概要

附属機関等の名称	みよし市スポーツ推進審議会
設置根拠法令等	みよし市スポーツ推進審議会条例第2条
設置年月日	昭和57年4月1日
所掌事務	みよし市教育委員会の諮問に応じてスポーツ推進に関する事項について調査審議し、この事項について教育委員会に建議する。
委員数・任期	10人・2年(令和4年3月31日まで)
委員の(役職)氏名	井澤 悠樹 学識経験者 縄田 亮太 学識経験者 柴田 雅文 学識経験者 清田 由雅 学識経験者 水野 伊津子 学識経験者 大藪 正光 学識経験者 西垣 美貴 学識経験者 太田 律子 学識経験者 竹溪 葉子 学識経験者 吉野 嘉郎 関係行政機関
諮問・答申事項等	
会議公開	公開
非公開理由	—
会議開催日	令和2年6月上旬 令和2年7月中旬 令和2年10月中旬 令和3年2月中旬
問合せ先	教育部スポーツ課 担当 窪田 電話番号 0561-32-8027 ファックス 0561-34-6030 メールアドレス sports@city.aichi-miyoshi.lg.jp

○みよし市スポーツ推進審議会条例

昭和57年3月19日

条例第8号

改正 平成20年3月25日条例第17号

平成23年9月22日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、スポーツ推進審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 みよし市にスポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 審議会は、みよし市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じてスポーツの推進に関する事項について調査審議し、及びこの事項について教育委員会に建議する。

(委員)

第4条 審議会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第5条 審議会の委員の任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第17号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月22日条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前のみよし市スポーツ振興審議会条例第4条第2項の規定により任命されたスポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第2条の規定による改正後のみよし市スポーツ推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項の規定により、スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第5条の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。